



2024 人事院勧告

3年連続で月給&期末・勤勉手当の引き上げ!! 高い水準のベースアップをキープ

人事院は8月8日、内閣及び国会に対し、本年の官民較差に基づき、3年連続となる月例給および一時金を共に引き上げるように勧告を致しました。また、勧告に併せて公務員人事管理に関する報告を行いました。
2024年度の国家公務員（一般行政職）の給与改定で、月給を平均2.76%（11,183円）を引き上げ、2%超えのアップは1992年度以来の32年ぶりとなります。期末・勤勉手当（ボーナス）に関しても4.60ヵ月分（0.10ヵ月増）となり、月給とボーナスの両方がプラス勧告となるのも3年連続になります。
今回の勧告に際し、共働き世帯が増えている社会情勢を踏まえ『配偶者手当』を令和8年度までに廃止するほか、民間企業の給与水準に合わせるため、市町村ごとに支給されている『地域手当』は、同じ都道府県内での格差を解消するため、原則「都道府県ごとに設定」と見直すこととしています。
今後、県人事委員会に独自性を発揮させるためにも、組合員一丸となった取り組みが重要となります。

給与勧告の骨子

本年における給与勧告のポイントについて

～ **若年層の給与改善に重点 32年ぶりに高水準なベースアップ!!** ～

- ① 民間給与との較差: 11,183円[2.76%]を解消するため、初任給を下記の通り
高卒: 12.8%[21,400円]、大卒: 約12.1%[23,800円]を引き上げる等、
主に**若年層に重点を置いた俸給表を引き上げ改定**
- ② ボーナスを**0.10月分**引き上げし、民間の支給状況等を踏まえて、期末手当及び勤勉
手当に**0.05月分**ずつ均等に配分 年間 4.50月分 → **4.60月分**
- ③ **給与制度のアップデート**
＜現下の人事管理上の重点課題に対応し、時代の要請に即した給与制度に転換＞
(1) 若年層給与水準の競争力向上 (2) 職務・職責重視の処遇
(3) 能力・実績の適切な反映 (4) 地域の民間給与水準反映
(5) 採用・異動をめぐるニーズへの対応
(6) 環境変化への対応という6つの観点から、俸給及び地域手当・通勤手当・ボーナス等の諸手当にわたり包括的に給与制度を整備

重要 Point 新型コロナ禍からの脱却…物価高騰&地震の影響Endless!!

I 給与勧告制度の基本的考え方

- 国家公務員は、労働基本権が制約されており、代償措置としての人事院勧告(給与勧告)に基づき給与を決定。
- 国家公務員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給することが必要。
給与勧告を通じて国家公務員に適正な処遇を確保することは、人材の確保等にも資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤。
- 主な給与決定要素を揃えた精密な比較を実施し、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される常勤の民間従業員の給与水準と、常勤の国家公務員の給与水準を均衡させること(民間準拠)を基本として給与勧告。

II 民間給与との比較に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約11,700民間事業所の約47万人の個人別給与を調査(完了率:82.5%)して、精密な比較を実施

【月例給】

公務と民間の本年4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較。

民間給与との較差: 11,183円(2.76%)

- ① 行政職俸給表(一)適用職員 …… 現行給与 405,378円[平均年齢:42.1歳]
＜改定の内訳: 俸給 9,836円 寒冷地手当 80円 跳ね返り分(※) 1,267円＞ ※ 俸給の改定により諸手当の額が増減する分
- ② 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ(給与制度のアップデートの先行実施)
◇ 一般職(大卒) … 220,000円(+12.1% [+23,800円])
◇ 一般職(高卒) … 188,000円(+12.8% [+21,400円])
- ③ 若年層に特に重点を置きつつ、概ね30歳代後半までの職員に重点を置き、全ての職員を対象にした全俸給表を引上げ改定
◎ 平均改定率【行政職俸給表(一)】は、1級[係員] 11.1%、2級[主任等] 7.6%、全体 3.0%
◎ 勧告後の平均給与【行政職俸給表(一)】は、
月額 416,561円(+11,183円 [+2.76%]) 年間給与 6,916,000円(+228,000円 [+3.40%])

【ボーナス】

直近1年間(昨年8月～本年7月)における民間の支給割合と公務の年間の支給月数を比較。

民間の支給割合: 4.60月 [公務の平均支給月数 … 現行 4.50月]

民間の支給状況に見合うよう引き上げ … 年間 4.50月分 → 4.60月分 (+0.10月分)

民間の支給状況等を踏まえ、支給月数の引き上げ分は、期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分。

＜一般の職員の場合: 支給月数＞

	6月期	12月期	合計
令和6年度 期末手当	1.225月(支給済み)	1.275月	2.50月
勤勉手当	1.025月(支給済み)	1.075月	2.10月
令和7年度 期末手当	1.250月	1.250月	2.50月
以降 勤勉手当	1.050月	1.050月	2.10月

＜再任用職員の場合: 年間 2.40月＞ ※ 0.05月の引上げ

	6月期	12月期	合計
令和6年度 期末手当	0.6875月(支給済み)	0.7125月(現行 0.6875月)	1.40月
勤勉手当	0.4875月(支給済み)	0.5125月(現行 0.4875月)	1.00月
令和7年度 期末手当	0.70月	0.70月	1.40月
以降 勤勉手当	0.50月	0.50月	1.00月

＜ 実施時期 ＞

月例給：令和6年4月1日（ボーナス：法律の公布日）
定年后再任用短時間勤務職員についても所要の引上げを行う。

2 寒冷地手当について

民間の同種手当の支給額を踏まえ、月額を11.3%引上げ

新たな気象データ（メッシュ平年値2020）に基づき、支給地域を改定。

Ⅲ 給与制度のアップデート（主な事項）

1 人材の確保への対応

【初任給や係員級の級・号俸を中心に俸給月額を引上げ】

- 初任給や若年層の俸給月額を大幅に引上げ
 - ・ 民間の初任給の状況等を踏まえた水準とし、採用面での競争力を向上
 - ・ 初任給引上げを踏まえ、若年層が在職する号俸についても俸給月額を引上げ
 - ・ 人材確保の困難性を踏まえ、令和6年4月に遡及して先行実施
- 勤務成績をより昇給に反映可能となるように見直し
 - ・ 上位の昇給区分の職員割合を係長級～課長補佐級と同様の割合に引上げ（現行20%→見直し後25%）

2 組織パフォーマンスの向上

【地域手当の大きくくり化】＜改定適用日：令和7年4月1日＞

- 最新民間賃金の反映と併せ、級地区分設定（現行：市町村単位で設定）を広域化
 - ・ 都道府県単位での支給地域を設定 … 中核市は個別に指定とし **金沢市：4%**
- 人事異動時の手当支給への影響を緩和し、給与事務負担も軽減
 - ・ 地域手当の支給割合が低い地域や地域手当が支給されない地域への異動する場合 … 地域手当の異動保障（2年間）または広域異動手当（3年間）を支給とする

3 働き方やライフスタイルの多様化への対応

【扶養手当の大幅見直し】＜改定適用日：令和7年4月1日＞

- 配偶者等に係る手当を見直す一方で、子に係る手当等を増額（2年間で段階的に実施）
 - ・ 配偶者に係る手当を廃止。
 - ・ 子に係る手当を13,000円に引上げ。

民間における配偶者に係る家族手当の支給状況

職種別民間給与実態調査結果（％）		H25	H26	H27	H28	H29	H30	令和	令和2	令和3	令和4	令和5
家族手当を支給する事業所		76.5	76.8	76.5	76.8	78.1	77.9	78.0	75.9	74.1	75.3	75.5
配偶者に家族手当を支給する事業所	全事業所を100とした場合	70.6	71.2	69.0	66.8	64.3	65.4	63.3	60.0	55.2	55.1	56.2
	家族手当を支給する事業所を100とした場合	92.4	92.7	90.3	87.0	82.3	83.9	81.2	79.1	74.5	73.3	74.5

共働き世帯の増加や民間企業等での手当の廃止が進む状況に対応した見直し

扶 養 親 族		現 行	令和7年度	令和8年度
配 偶 者	行（一）7級以下	6,500円	3,000円	廃 止
	行（一）8級	3,500円	廃 止	
子（1人当たり）		10,000円	11,500円	13,000円

※ 上記以外の扶養親族に係る扶養手当は変更なし

一人ひとりが躍動できる
公務組織の実現!!



Ⅳ 人事院勧告（給与勧告）における実施状況 ＜人事院勧告の変遷＞

年	月例給	特別給（ボーナス）		平均年間給与		備 考（主な出来事）
	勧告率	支給月数	対前年比	増減額	率	
1999年	0.28%	4.45月	△ 0.30月	△ 9.6万円	△ 1.5%	小泉内閣発足（2001年～2006年） 経済政策『小泉構造改革』 官から民へ『郵政民営化等』 政府による公共サービスを民営化等により削減
2000年	0.12%	4.75月	△ 0.20月	△ 7.0万円	△ 1.1%	
2001年	0.08%	4.70月	△ 0.05月	△ 1.6万円	△ 0.2%	
2002年	△ 2.30%	4.65月	△ 0.05月	△ 15.2万円	△ 2.3%	
2003年	△ 1.07%	4.40月	△ 0.25月	△ 16.5万円	△ 2.6%	
2004年	—	4.40月	—	—	—	
2005年	△ 0.36%	4.45月	0.05月	△ 0.4万円	△ 0.1%	
2006年	—	4.45月	—	—	—	
2007年	0.35%	4.50月	0.05月	4.2万円	0.7%	リーマンショック 東日本大震災発生 平均7.8%引下げの特例措置
2008年	—	4.50月	—	—	—	
2009年	△ 0.22%	4.15月	△ 0.35月	△ 15.4万円	△ 2.4%	
2010年	△ 0.19%	3.95月	△ 0.20月	△ 9.4万円	△ 1.5%	
2011年	△ 0.23%	3.95月	—	△ 1.5万円	△ 0.2%	2014年4月から特例措置終了 給与制度の総合的見直し 全国共通の給料表の水準を平均2%、 3級以上の高位号俸を最大4%引き下げ （現給補償） コロナショック 過去5年の平均と比べ、約10倍のベースアップ～5年ぶりの全世代配分～ 32年ぶりとなる高水準のベースアップ!!
2012年	—	3.95月	—	—	—	
2013年	—	3.95月	—	—	—	
2014年	0.27%	4.10月	0.15月	7.9万円	1.2%	
2015年	0.36%	4.20月	0.10月	5.9万円	0.9%	
2016年	0.17%	4.30月	0.10月	5.1万円	0.8%	
2017年	0.15%	4.40月	0.10月	5.1万円	0.8%	
2018年	0.16%	4.45月	0.05月	3.1万円	0.5%	
2019年	0.09%	4.50月	0.05月	2.7万円	0.4%	
2020年	0.04%	4.45月	△ 0.05月	2.1万円	△ 0.3%	
2021年	0.00%	4.30月	△ 0.15月	6.2万円	△ 0.9%	
2022年	0.23%	4.40月	0.10月	5.5万円	0.8%	
2023年	0.96%	4.50月	0.10月	10.5万円	1.6%	
2024年	2.76%	4.60月	0.10月	22.8万円	3.4%	

山の美しさ&壮大さで感動すれば
自ずと『人生の大切なこと』を感じ取れます!!



高山から361号線で2時間半、南信州宮田村の菅の台バスセンター駐車場で車中泊。翌朝、マイカー規制のため5時15分の連絡バスとロープウェイ（往復計4,710円）を利用。6時半、標高日本一（2,612m）の千畳敷駅から乗越浄土～中岳（2,925m）を経て、木曾駒山頂まで2時間。9時半まで食事を摂るなどした後、折り返してアップダウンの岩場を進み、宝剣岳を制圧し、休憩しながら12時45分のロープウェイで下山。
『喫茶ガロ』に駆け込んだ後、こまくさの湯に浸かりました。
登山初心者、日帰り等でも充実した「山旅」になること間違いありません。
なお、テント泊・山小屋泊なら満天の星空☆に出会えますよ。
宝剣岳（2931m）、地元の銘酒喜久水、木曾駒ヶ岳（2956m）と麓の名物『喫茶ガロ』のミックスカレー&ソースかつ丼はオススメです!!
【記事：Y.Matsumoto】